

# 農業用廃プラスチックは正しく処理しましょう

農業用廃プラスチックは産業廃棄物として  
適正な処理が法律で義務付けられています



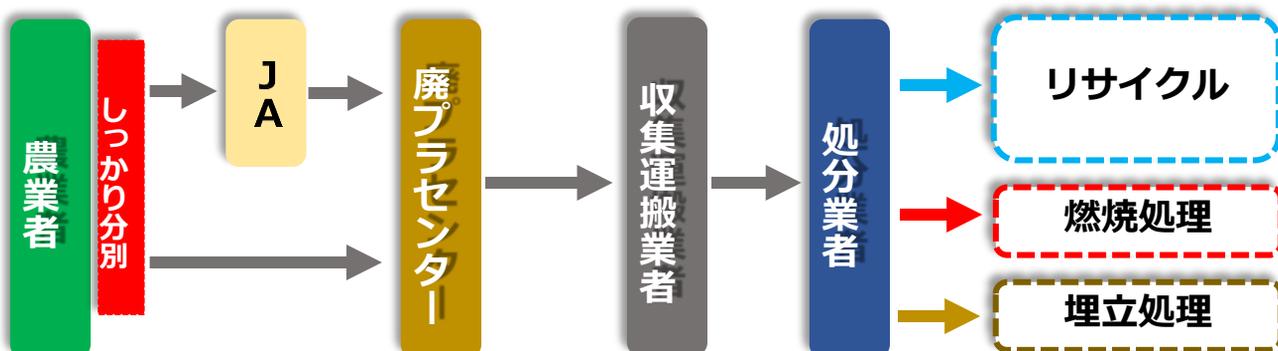
## 農業用廃プラスチックは産業廃棄物

- ◆ 農業由来の廃プラスチックは**産業廃棄物**です
- ◆ 法律で**農業者自らが適正に処理することが義務**付けられています
- ◆ 使用後は**当センターや処理施設に持ち込むなど**適正に処理しましょう
- ◆ **不法投棄や野焼きは絶対にしない**てください（**法律で禁止**されています）

## しっかり分別して異物を除去

- ◆ 廃プラスチックは**種類別に正しく分別**してください
- ◆ 農ビと農ポリは「**劣化したもの**」「**程度の良いもの**」を**区分**してください
- ◆ 作物残差や**金属、泥**などの**異物は取り除いて**ください
  - ※ 当センターへの持込方法は、HPや分別表を参考にしてください
  - ※ 廃プラスチックの**再利用、再生利用**に向けて**協力**をお願いします

## 使用済みプラスチック処理の流れ



ご不明な点がございましたら、当センターまでお問合せ下さい。  
問合せ先：（公社）山梨県農業用廃プラスチック処理センター  
電話 055-284-0938

ホームページはこちら→

